

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携

- オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- 取引先と人材交流を進め全体で協力し、ものづくり改革活動など人材育成活動を推進する。

b. IT 実装支援

- サイバーセキュリティの対策として、取引先の対策を当社以上になるように強化依頼する。
- 取引先にITを専門とする担当者が乏しい場合には、当社の人材をもって育成する。

e. 健康経営に関する取組

- 定期検診の受診率を100%にし、再診が必要な社員には積極的に促す。
- 社内で身体を動かすことをメインとしたレクリエーションの定期的な実施。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。なお受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2023年3月7日

(2024年7月30日更新)

(2024年11月1日更新)

(2026年1月1日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言をします。

株式会社ステンレス光

代表取締役社長 田中 和夫